

午後二時開会

○参議院議長（伊達忠一君） 皆さん、本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

これより、天皇の退位等についての立法府の対応について、各党・各会派の皆さん方によります全体会議を開かせていただきたいと思います。

本日は全体会議でございますので、速記を入れ、議事録を作成させていただきます。議事録は、後日公開することにいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、大島議長から、本日、あすの進め方についてお願いいたします。

○衆議院議長（大島理森君） 皆様、本当にお忙しい中、ありがとうございます。

先般、各党・各会派の御意見をいただきました。そして、その御意見を、これまた皆様方に御配付をさせていただいたとおり、①から⑥まで項目ごとに、各党・各会派の御意見を整理させていただきました。そして、きょうは①から④までを集中的に御議論いただき、明日は⑤と⑥について御意見を徴したい、このように思っている次第でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。と思います。

また、あとは伊達議長がお進めになられますが、各党・各会派の御意見を徴して、例えば、何々党

さんのここについてはどういう考えでしょうか、あるいはどうでしょうかという御質問もあれば、それは構わないと思っているわけでございまして、そういう中で何とか、きょう、あした議論しながら、国会としての総意を探るために、さらに我々四人の議長、副議長で努力をしていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたい、このように思う次第でございます。

私からは以上でございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、資料を、意見の概要と、それからポイントをとまとめたもの、二つ配付してあると思えますので、なければ言っていたければ、またお配りしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、今、大島議長がお話をされておりましたように、きょうは①から④までにつきました。全体的に議論をさせていただきたい、こう思っております。

それでは、自民党さんの方からひとつお願いをしたいと思えます。

○衆議院議員（高村正彦君） ありがとうございます。

議長、副議長でまとめていただいた各党・各派の意見のポイント、自民党については、まとめていただいたことで相違ない、こういうことござい

います。

象徴天皇制に関する考え方でありますが、今上陛下が御精励されている被災地のお見舞いや慰霊の旅などの象徴としての行為、公的行為であります。これは象徴天皇の重要な御活動であり、大変ありがたいものと考えております。一方、御高齢になられ、これまでのように御活動していくことに困難を感じておられること、その御心労に国民が共感し、理解している現状を踏まえれば、退位について早急に対応する必要がある、こういうふうを考えております。

必ずしも①から④にわたらないものもよろしいでしょうか。

○衆議院議長（大島理森君） 結構です。

○参議院議長（伊達忠一君） はい。

○衆議院議員（高村正彦君） 退位の対象、特例法による対応、我が党の考え方でありますが、今上陛下の退位については、将来の予見可能性や要件の設定が困難であることから、特例法による対応が適切と考えますが、これは必ずしも将来の天皇の退位を否定しているものではありません。その時点時点での状況を的確に踏まえて判断すべきものと考えていることでもあります。

皇室典範と特例法の関係であります。憲法第二条において、皇位の継承は、「皇室典範の定めるところにより、」と規定されております。現行

憲法下において、皇室典範も法律の一つであって、この規定は、法律の定めるところによりと同義であるというのが内閣法制局の一貫した考え方でありますが、確認的に、皇室典範と今回の特例法の関係を明確にするための規定を皇室典範に置くことによって対応する用意が我が党としてはございます。

立法の手續等については、天皇にかかわるさまざまな法律の施行に責任を有し、全体を総合的に取りまとめる立場にある政府に対し、閣法として法案を速やかに作成し、国会に提出するように要請をいたします。法案提出後は、今国会において速やかに成立させるのがいいと考えております。

以上であります。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございますました。

続きまして、民進党さん、お願いいたします。

○参議院議員（長浜博行君） 一般のヒアリングにおきましては、議長、副議長のもとで大変十分な意見表明をさせていただくことができました、どうもありがとうございます。簡潔にまとめていただいているというふうに思っております。

きょうは①から④についてという御下命でありましたので、私はその①から④を意識しながら申し上げたいというふうに思っております。

平成二十一年、ちよつと前ですが、四月八日に、

天皇皇后両陛下御結婚満五十年に際してというとき、大日本帝国憲法下の天皇のあり方と日本国憲法下の天皇のあり方を比べれば、日本国憲法下の天皇のあり方の方が、天皇の長い歴史で見た場合、伝統的な天皇のあり方に沿うものと思えます、これが天皇陛下のお言葉でもございました。

八月八日、ことしのお言葉については、能動的な象徴天皇制の実践者としての率直な見解の御発露であり、御自身だけのことを考えているのではなく、象徴天皇の務めが安定的に続いていくことを念じられていることをよく感ずることができました。

こうした陛下の真摯な問いかけに真正面から向かうべきでありまして、単に御高齢だから公務を軽減するという捉え方はいかなものかと考えたところでございます。

もちろん、平成二十八年の十二月のお誕生日の会見でもおっしゃられているように、八月のこの言葉は内閣とも相談しながら表明したというふうにもおっしゃられておりますので、国政に関する権能を有しないという憲法四条の問題にはこのお言葉は違反をしないというふうに当然考えているところでございます。

皇位の安定性をどうするかという問題でございますが、現在、皇室を構成している方は十九名、未成年の愛子様と悠仁様以外に十七名の方が成年

に達しておられます。このうち、未婚女性が七名おり、現在の制度では、一般人と結婚すると皇室を離脱することになっているため、今後、皇族の人数が減っていくことは必至であります。

こうした状況に鑑み、野田内閣の論点整理も踏まえ、皇室の永続的な活動に資するため、女性宮家の創設が可能となる皇室典範の改正を求めているわけでございます。

今回、もし仮に、天皇の退位を中心とする法制度の改正が中心となるにしても、女性宮家の創設などの議論を行う道筋をつくること、そのための場を国会につくるべきことを強調したいと思っております。

また、自民党政権、小泉内閣の報告書でも打ち出された皇位継承資格について、女性・女系天皇に拡大することの論点についても引き続き議論していくことが必要ではないかなというふうに思っております。

御退位に関する考え方でございますが、天皇の退位は、歴史的に、江戸時代以前の皇位継承においては標準的なあり方だったと承知をしております。

昭和天皇までの百二十四代、五十八方がいわゆる皇位を継承する、退位をされるということと皇位の継承を行っているわけでございます。制度上、退位が廃されたのは明治時代で、皇室の長い歴史

を考えると、天皇の退位を認める時代の方が長く続いていたことも再認識すべきだというふうに思っております。

議長、副議長への御説明のときにも申し上げましたが、私自身どきつとしたのは、陛下が殯を含む喪儀の簡素化への御希望を示唆されている箇所があったところでございます。平成二十五年十一月十四日に、宮内庁は、「今後の御陵及び御喪儀のあり方についての天皇皇后両陛下のお気持ち」というものを発表されました。

退位制度を設けることが、社会的な負担も軽減をし、これまでの皇位継承の伝統にも合致するということもあえて強調をしておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、公明党さん、お願いします。

○衆議院議員（北側一雄君） お手元でございます、縦長の、各党の意見の概要をあらんになつていただければと思います。

きょうは①から④までということでございますので、私どもの考え方はここに記してあるとおりでございます。

まず、昨年八月八日の陛下のお言葉の受けとめ方でございますが、この陛下のお言葉を重く受け

とめて、全国民の代表である議員で組織された国会は、国民の総意を見つけ出すべく努力をしなければならぬということであると考えます。

②の象徴天皇制に関する基本的な考え方ですが、私どもは、三点、重要な視点があると考えております。

まず第一点目が、日本国憲法下での象徴天皇制の意義です。

国民主権のもとでの象徴天皇制、そして歴史的事実に基づいた世襲制を前提として、天皇の公的行為、象徴としての地位に基づく行為をどう位置づけていくかということについて、やはり前提として考えていく必要があるだろうと思えます。

天皇の公的行為は、憲法上の明文の根拠はないが、その時代時代の天皇の思いが国民の期待とも相まって形づくられるものと理解される。特に、今上陛下の長年の献身的な御活動を通じて、国民は、陛下が国民統合の象徴として極めて大きな役割を果たしておられると受けとめており、天皇の公的行為は象徴天皇制のもとで重要な行為というふうに位置づけております。

それから二番目に、国政関与禁止でございます。憲法第四条一項では、天皇は、国政に関する権能を有しないと規定しております。この天皇の国政関与の禁止は、天皇に政治上の責任問題の生ずるおそれをなくすことによって、象徴天皇制を安

定的に維持するという意味でも重要と考えます。皇位の継承という国政の重要事を、直接、天皇の意思に係らしめることは困難と考えます。

三番目に重要な視点として、天皇、皇室制度の安定的な維持です。

皇室典範第四条は、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」と規定して、天皇の終身在位制を定めております。退位の規定を設けなかった理由として、三つの理由、権威の二分化、退位の強制、恣意的退位の可能性など、天皇の地位の安定に影響を及ぼすそれを排除するためというふうにされております。したがって、退位を検討するに当たっても、こうした弊害が生じないような仕組みでなければならぬと考えます。

③ですが、皇位継承の安定性をどうするか。今も基本的な考え方で述べておりますが、特に、女性宮家の創設など、安定した天皇、皇室制度のあり方については、今後の検討課題とすべきというふうに考えます。

最後に④、退位に対する考え方でございますが、天皇、皇室制度の安定的な維持を図るためには、現行の天皇の終身在位制という基本は維持をされるべきではないかと現時点では考えるべきじゃないかと考えます。

しかしながら、現代の高齢社会にあって、日本国憲法における象徴天皇制のもとで、さきに述べ

たような二つの弊害の生じるおそれのない退位については、国民合意の上で許容されるものと考えます。

退位を認めるべきでないという立場からは、公務の負担軽減等をさらに進めるべきとの意見がありますが、この①、②の理由から、公務の負担軽減ということだけではふさわしくないというふうに考えております。

また、陛下のお言葉を受けまして、多くの国民は、退位をやむを得ないものと受けとめており、今上陛下の退位は認められるべきではないかと考えます。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、共産党さん、お願いいたします。

○参議院議員（小池晃君） まず、正副議長が、各党・各会派が参加し、議論する場をつくっていただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

日本国憲法第一条は、天皇の地位を主権の存する日本国民の総意に基づくものとされており、国民的な議論を進めることが何よりも大事であると考えておりますし、全国民を代表する国会で各党・各会派の代表が参加する場を設けて、国権の最高機関として憲法の根本からよく議論する、こ

のが何よりも大事だというふうに考えております。

そこで、天皇が昨年八月八日に発表されたお気持ちであります。高齡によって、象徴としての責任を果たすことが難しくなるのではないかと案じているというお気持ちはよく理解できます。

私どもは、これは政治の責任として、あくまで政治の責任として、退位についての真剣な検討が必要だと考えております。

退位の問題について言うと、個人の尊厳というのが、私どもは日本国憲法の最も根本の精神であると考えております。この個人の尊厳という日本国憲法の最も根本の精神に照らして考えるならば、一人の方に、どんなに高齡になっても仕事を続けるように求めるという現在のあり方については、これは改革が必要であって、退位を認めるべきだというのが私どもの考えであります。

ちよつと順序が後先になりますが、私どもの象徴天皇制に関する考え方についても一言触れておきたいと思えます。

日本共産党は、党の綱領で、現行憲法の前文を含む全条項を、すなわち、天皇条項を含む全条項を守る、特に平和的、民主的諸条項の完全実施を目指すとうたっておりますし、天皇条項については、国政に関する権能を有しないなどの制限規定の厳格な実施を重視し、天皇の政治利用を初め、

憲法の条項と精神からの逸脱を是正する、こういう立場で象徴天皇制については基本的な考え方を示しているということも申し添えておきたいというふうに思えます。

それから、先ほど若干議論がありましたので、私どもも触れたいと思えますが、立法のあり方についてですが、高齡というのは誰にでも訪れるものでありますので、現天皇だけの特別な事情ではありません。ですから、これは皇室典範の改正で対応するのが筋だと考えます。

同時に、立法についてはいろいろな議論がございます。今回、現行憲法の象徴である天皇の退位を初めて立法化することになります。ですから、広く国民的議論を踏まえて、憲法の規定に適合するものとすべきである、そういう見地でこの議論を進めることが肝要であるかと考えております。

基本的な考え方は以上でございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、日本維新の会さん、お願いいたします。

○参議院議員（片山虎之助君） お時間がかかります。ようですから、簡潔に結論から申し上げます。私どもは、原則は終身天皇制だ、こう思っておりますが、崩御の場合以外にも譲位、退位ということはあるけれどもやむを得ない、特に今回の天皇陛

下のお気持ちはずいぶん生かしてあげたい、そういうまとめ方をできれば、こういうふうを考えておりますが、その場合に、原則終身でという場合に、それでは、どういう場合に退位、譲位をするかのケースがきちつと短い時間で結論が出るかどうかこう思います。天皇のお気持ちの中には、例えば平成三十年とかなんとかというお気持ちもあるようですから、急いで結論を出すということが今回は必要ではなからうかと。

そうしますと、恒久的な制度をしつかりと議論してケースを確定するというのはもう少し時間がかかるから、今回は間に合わないんじゃないかなるか、こういうふうを考えておきまして、網羅的なことが難しいのではなからうか、こういうふうに思います。

ただ、その場合にも皇室典範との関係がございませうから、私どもは、皇室典範との関連づけをぜひ明らかに立法上もしていただきたい、こういうふうに思います。

それから、その三番目に書いてありますように、皇室制度についてはいろいろな問題点がございませう。やはり私は、天皇制度は我が国の国政の大きな柱でございませうので、ある意味ではこれは国会マターではなからうかと。だから、この機会に、国会の中にそういうことを議論する場を何らかつくつたらどうだろうかというのが、私どもが

提案している特別委員会等の設置でございませう。

内閣は、つくるつくらない、内閣の判断でございませうけれども、その辺がもし仮にそういうことになればどう調整をするのか、こういう問題があるかと思ひます。

以上でございませう。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ました。

続きまして、自由党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（玉城デニー君） 我が党も、この縦長を皆さんごらんいただいて、①から④までの項目、全体的にまとめさせていただいておりますので、御紹介をしたいと思います。

まず、陛下のお言葉や象徴天皇に対する基本的な考え方ですが、さきの陛下のお言葉を踏まえるとして、いたずらに議論に時間をかけず、退位そのほかにについては、立法府は国民的な合意を得る努力をすべき、立法府の責任においてそれをしっかりと受けとめるべきであるというふうを考えております。

それから、天皇の生前退位については、明治維新以降、先人たちが日本国の安定のために一世一元の制を導入した経緯を見ても慎重であるべきで、本来、昭和天皇を初め、かねてより活用されてきた摂政を置かれることが望ましいという立場もございませう。

しかしながら、前文と重なりますが、さきの陛下のお言葉を踏まえますと、いたずらに時間をかけず、立法府は国民的な合意を得る努力をすべきであります。ただし、これには、将来の天皇制の安定のためにも、特例法などその都度の法改正ではなく、皇室典範の改正で対処すべきであり、そしてこの皇室典範の改正の中で、同時に、女性宮家の創設など基本的な議論を深めるべきであるというふうに思ひます。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ました。

それでは、続きまして、社会民主党さん、お願いいたします。

○参議院議員（又市征治君） 議長、副議長におかれては、先般申し上げた中身をコンパクトにまとめいただきました。心からお礼を申し上げます。と思ひます。

縦長の、我が党のまとめに若干補足しながら御説明申し上げたいと思ひます。

まず、陛下のお言葉の受けとめ方という点でいへば、過日の天皇陛下のお言葉、やはり高齢になられて、大変、象徴的行為をなかなか果たせなくなつていく心配、こういうことでありますから、私たちはこれを真剣に受けとめ、また、国民がいかに受けとめているかを探りながら、このお言葉

を尊重するということが必要だろう、このように考えています。

二つ目に、象徴天皇制に対する基本的な考え方でありますが、やはり憲法に規定をされている象徴天皇制は当然尊重する、こういう立場でありますし、あわせて、そうした憲法の理念に基づいて、退位のあり方についても、これは国会の議決した皇室典範の定めるところにより皇位の継承をする規定されているわけでありますから、しっかりと憲法の理念に基づいて立法府として考えていく必要がある、このように考えております。

皇位の継承の安定性をどうするかということですが、この点については、今ほども申し上げましたように、憲法に規定しているわけですから、皇室典範に基づいて、憲法の基本理念に合致するように改正をするということが大事であります。

そして、この皇位の継承問題は、今、退位の問題を議論しておりますが、継承問題については引き続き議論を急ぐべきでないか、このように考えております。

といいますのは、もし今上天皇が退位されますと、皇太子が天皇に即位をされる。とすると、次は秋篠宮ということになっていくのか。ということになっていくと、皇統が変わる、こういうことが起こってくるわけでありますから、当然、私ど

も申し上げているように、女性天皇あるいは女系天皇、女性宮家などという問題をしっかりと議論をしなければならぬ、急がなきゃならないのではないか、このようにも考えているところであります。

退位については、各党のものを皆見せていただきましたが、いずれにしても、退位は当然認めるべきだという御判断をされているわけで、私どもも、まさに人間が人間として有する天賦の人権というものは天皇といえどもこれは保障されるべきであって、憲法の基本原則、象徴天皇であるがゆえに幾らか制約をされているわけですが、それは必要最小限にすべきだという立場からも、生前退位をしっかりと認めるべきだ、このように考えておるところであります。その意味では、今上天皇そのものは意思能力を十分お持ちでありますから、摂政を置くということには対応できないということにもなるわけであります。

なおまた、やはり早くこれは国会がしっかりと判断をして制度をつくっていかないと、本当に、昭和天皇から今上天皇への移行の際のことを思い返すわけですけれども、日本全体が自粛ムード、こういう空気がつくられて、やはりそれは社会に大きな影響を与えていることも事実でありますから、そういう点からも、早くこの結論を出すべきだろう、このように思っております。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは次に、無所属クラブさん。

○参議院議員（松沢成文君） 無所属クラブの松沢です。

まず、正副議長には、こうした機会を与えていただいたこと、特に我々のような少数党派の意見も聞いてくださる機会をいただいたことに、まず感謝を申し上げます。

きょうの議論は①から④までということなので、そこにちよつと特化してお話したいんですが、まず、②の象徴天皇制に対する考え方です。

憲法に規定されている象徴天皇制、広く国民に受け入れられていると思えますし、特に、今上天皇による被災地のお見舞いですとか、あるいは大戦の慰霊の旅ですとか、こうした国民に寄り添う形が広く親しみを国民に感じさせているわけでありまして、こうした象徴天皇制が続くことが日本の安定につながっていくのではないかと、国民に支持されているのではないかと、積極的に受けとめております。

それを受けて、①のお言葉の受けとめ方なのですが、天皇陛下のお言葉の中に、象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続くことを念じるとして、私はやはり、こういう形が自分の代

だけでなく、これからもずっと続いてほしいなというふうに願っているのを感じました。この言葉だけを強調し過ぎますと、天皇の政治的権能との関係が難しくなるかもしれません。今回の議論というのは今上天皇のこの言葉からスタートしたこともあり、私は、この陛下の思い、意思というのを我々は尊重しながら議論をしていくべきではないかなというふうに受けとめました。

③と④なんですけれども、まず、そういう中で④の方、退位に対する考え方ですが、やはり、今の天皇制、終身制を維持しつつも、それを基本としつつも、超高齢化社会の中でしっかりと皇位の継承ができるようにするには、私は、生前退位というか譲位制というのを特別に認めるということがあってもいいというふうに考えております。

③の皇位継承の安定性についてですが、まず、譲位制を認めるということも安定性につながっていくと思います。ただ、皇族全体の人数がどんどん減ってきております。一つの考え方は、女性宮家、女系天皇、女性天皇という形にはなるかと思えますが、私どもは、日本の天皇制の最大のよき伝統というのは、国としての国柄を守ってきた伝統というのは、やはり男系男子の伝統ではないか、万世一系を守るということでは我々はこれからも守っていくべきだと考えておりました、そのために

はむしろ、戦後廃止された旧宮家の皇族への復帰というようなことも議論をしていくべきではないかと思えます。

この譲位、退位の問題がこうした会議で一つの結論を受けた後には、やはり、速やかに皇位継承の安定性あるいは皇族の永続性のために何らかの形で国会に審議する機関をつくって早目に議論をしていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、日本のこのころさん、お願いいたします。

○参議院議員（中山恭子君） 日本のこのころ、中山でございます。

このような会を開いていただきますこと、また、私どものような小さな党を参加させていただいておりますことに、両議長に心から感謝申し上げます。

四点ということでございます。

まず、陛下のお言葉の受けとめ方という点でございますが、私自身は、陛下のお言葉を伺いながら、もっと早くに陛下のお考えをそんたくできなかったのかなというのが素直な印象でございます。

また、テーマとは関係ないかもしれませんが、

陛下のお言葉が非常に美しい日本語であった、このような美しい日本語が皇居の中で維持されている、日本の文化が維持されているということにも大変ありがたいことだと感じたところでございました。

象徴天皇制に対する基本的な考え方でございますが、象徴という日本語というのは大変難しい単語だ、日本の風土、制度に合わせるとすると大変難しい単語であったと思っておりますが、陛下が象徴という単語に合わせてその役割を真摯にお考えになつて、これまで全身全霊を傾けて日本の安定を保つてくださったということ、これは大変なことだったのであろうと思ひ、心から感謝の気持ちが湧いてまいります。象徴という単語について、もっと日本的な、天皇というものに似合う単語があればいいなと考えているところでございます。

それから、皇位継承の安定性についてでございますが、これは、日本の長い歴史、伝統、世界にも類を見ない、しかも希有と思われるほどに安定した社会、温かな社会が、二千年以上と言つていいと思ひますが、長い間続いてきた、このことについては、世界から見ても非常に大事な、貴重なあり方だと考えておりました、この日本が持つ天皇制について、皇位継承を安定的にこれからも続けていくのが私たちの役割であろうと考えております。

私どもも、今の段階で、この伝統を変えるとか変更するとか、もちろんここでとどめてはいけな  
いわけでございます。男系男子の御皇室の伝統  
をいかにしてつないでいくのか、真剣に考えてい  
く必要があると考えております。先ほど松沢委員  
からもお話がありました。宮家の復帰というこ  
とについても、十一宮家の復帰についても検討し  
ていく必要があると考えております。

御譲位、退位についてでございますが、終身制  
ということは、やはり、なぜ終身制が今皇室典範  
の中でとられているのか、明治のときの大いなる  
議論があったわけでございます。このことをも  
う一度しっかりと認識する必要がありますし、さ  
らに、現代の社会において、さらに新たな懸案と  
いうことも出てきているわけでございますので、  
そういった意味において、終身制を維持していく  
必要性というのは非常に大切なことだと考えてお  
ります。

ただ、今上陛下のお考えに應える形で、今回の  
今上陛下のお気持ちに應える形の御譲位というも  
のを実現できるように、私ども、早期に結論を出  
していく必要があると考えております。

ありがとうございます。  
○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます  
ました。

それでは、最後に、沖縄の風さん、お願いいた

します。

○参議院議員（伊波洋一君） 沖縄の風ござい  
ます。

両院議長、副議長におきましては、私ども小会  
派においても意見を言う機会をいただきまして、  
ありがとうございます。

それでは、まず一番目の、陛下のお言葉の受け  
とめでございますが、八月八日の今上天皇の、象  
徴としてのお務めについての天皇陛下のお言葉は、  
内閣の最終的な責任のもとで発出されたものと考  
えております。日本国憲法下で天皇が高齢にな  
った場合の生前退位の制度創設と、象徴天皇制の  
継続性、安定性の確保に向けた立法府の対応を強  
く示唆しているものと受けとめております。

二番目の、象徴天皇制に関する基本的な考え方  
についてでございますが、象徴天皇制、特に今上  
天皇が熱心に取り組んでこられた象徴的行為は、  
沖縄戦も含めたさきの大戦に対する歴史的反省の  
あらわれであり、日本国憲法に定められた平和主  
義の一つの具体化であると考えております。

憲法尊重擁護義務を誰よりもよく遵守し、公的  
行為、とりわけ象徴的行為において、積極的に憲  
法の三原則を初めとする憲法理念の体現に努めて  
こられたことが、多くの国民の支持につながって  
いると考えております。そのようなものとして公  
的行為、象徴的行為が継続することを私たちも期

待しておりますし、そのための制度改定等も含め  
て考えていきたいと思っております。

さて、沖縄の県民の間には、四百五十年続いた  
琉球王国が併合された明治政府の琉球処分とその  
後の皇民化教育、あるいは沖縄戦とその後の米軍  
統治など、天皇制のもとでいろいろ起こりました  
ことに対する複雑な思いが存在することも事実で  
ございます。

しかし、今、今上天皇が常々、忘れてはならな  
い四つの日として、終戦記念日、広島と長崎の原  
爆忌と並び、六月二十三日の沖縄慰霊の日を挙げ  
てこられ、毎年その日には御家族で祈りをささげ  
ておられることに対し、そしてまた、人々の傍ら  
に立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うため、  
象徴的行為として国内外の戦争犠牲者を悼む慰霊  
の旅に取り組まれ、中でも沖縄訪問は既に十回に  
及んでおります。

過去を清算するという姿勢ではなく、あくまで  
沖縄県民の悲しみに寄り添い、ともにあらうと努  
めてこられたことは、多くの県民にも受けとめら  
れていると考えております。

三番目の皇位継承の安定性についてございま  
すが、やはり皇室典範の改正に当たっては、これ  
までも、二〇〇五年あるいは二〇一二年の二内  
閣においても検討されたように、女性・女系天皇  
を容認し、女性宮家の制度創設に向けても議論を



すべきだと考えております。

生前退位の制度を優先して、平成三十年を過ぎた場合であっても、これらの検討課題についてはやはり検討することを明記するべきではないかと考えております。

四番目の退位に対する考え方でありますが、天皇が御高齢となり象徴的行為が果たせなくなった場合、天皇御自身の意思で生前であっても退位ができる制度を創設することが必要であると考えています。

日本国憲法の基本的人権の尊重の原則からいっても、天皇御自身の意思による退位は極めて重要だと考えています。

天皇御自身の意思に沿い、明白な要件、慎重な手続、国民的合意のもとで退位が実現されるよう制度化するべきであると考えています。

以上でございます。ありがとうございます。  
○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

各党派・各政党から、皆さん方から御意見を一通り伺いさせていただきました。

この際、何か御発言があれば承りたい、こう思います。

○参議院議員（又市征治君） それでは、済みません、皮切りで。

自民党、高村先生から先ほどお話がございませ

た件、ちょっと伺いをしたいと思うんです。

これはみんなお互い共通していると思うんですが、皇位の継承、やはり正統性を担保する意味でも、本来は、皇室典範に定める一般的な基準、手続によって行うのが望ましいということは、多分これは一致しているんだろうと思うんですが、そうではなくて、幾つかおっしゃっていますが、一代限りの特別法にする合理的な理由というか、どういう特別法の内容を自民党さんはイメージなさっているのかなと、そこをお聞かせいただければありがたい。

私たちは、どっちにしても、特別法であっても、あるいは皇室典範であっても、同じ退位の事情といえますか、そのことを皇室典範に盛り込めばそれでいいのではないのか、こういう感じを持っているので、そのところのイメージをもう少しお聞かせいただければと思います。

○参議院議長（伊達忠一君） 又市先生、実は、こういう議論はあした行いたい、こう思うんです。

○参議院議員（又市征治君） さっきそのことをおっしゃったものですか。

○衆議院議員（高村正彦君） 議長の了解を得て簡単に触れましたが、あしたお答えいたします。

○参議院議長（伊達忠一君） あと、よろしゅうございますか、特にということ。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） ここで、各党から

の質問ということでもよろしゅうございますか。それは、それとも一巡で。

○参議院議長（伊達忠一君） はい、どうぞ。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） よろしいですか。

済みません、自民党さんと公明党さんにちょっと質問をさせていただきます。

まず自民党さんの方ですが、お言葉の受けとめについては、「その御負担をどうにか軽減できないかと考えている」という記述であります。単なる公務負担軽減の検討ということが、果たしてお言葉の問いかけから外れる矮小化された議論ではないかということを我々は感じております。

我々自身は、長い歴史の中で、改めてこの長い天皇の歴史を振り返りつつ、これからも皇室がどのようなときにも国民とともにあり、相携えてこの国の未来を築いていけるように、将来にわたつての象徴天皇のお務め、安定的な皇位の継承のあり方に関して陛下が真摯な問いかけをなされたこと捉えておりますが、これはどのようにお考えになられているのか。

そして、二点目でございます。

安定性についてであります。自民党さんでは、皇位継承の安定性をどうするかという点に関しては、ここでは、「別途、慎重に検討すべき課題と考えられる。」とあります。その具体的な案や、いつまでに解決しなければならない課題であるか

とのお考えはお持ちでありますでしょうか。

また、女性宮家の創設についての議論、これはなされていきますでしょうか。

さらに、小泉内閣による皇室典範に関する有識者会議報告書、これは評価をされないという立場なのででしょうか。

こうした中で、安定的な皇位継承という点では、まさに先ほどの特例法か典範かということにかかわってしまうかもしれないですが、讓位制度が恒常的に機能してきたという点、このことをどのように考えるかということも、安定性という観点から御示唆いただければと思います。

公明党さんにも二点であります。

この象徴天皇制の基本的な考え方の部分で、憲法四条の国政関与禁止を論拠として、「天皇の意思に係らしめることは困難」、このようにされておられますが、ここまで断定してしまうと、天皇の意思をそんたくしない、全く受けとめない法制度につながるおそれがあるのではないかと。

また、その前のところでは、「公的行為は国民と共にある象徴天皇の重要な行為」、このように記されていますが、これは天皇が務めを果たすということにおいて、意思と大きくかかわっているということをどのように説明されるものでしょうか。

最後に、安定性のところでは、女性宮家の創設

を今後の検討課題とされていますが、これは退位の議論と並行して、あるいは退位の議論が一段落すれば速やかに女性宮家の議論も始める方向だということなのか。

以上につきまして質問をさせていただきます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、せつかくの機会なのでコメントをお願いいたします。

○衆議院議員（茂木敏充君） ありがとうございます。

まず、天皇のお言葉を含めての受けとめでありますが、正副議長の方でおまとめいただきましたが、同時に、先ほど高村副総裁の方からも説明をさせていただきましたように、退位について早急に対応する必要がある、これが基本的な我々の考え方です。

確かに、先ほど来、長い歴史の中で天皇の退位をどう考えるか、百二十四代のこれまでの天皇陛下、五十八方の退位があられたのは事実でありまして、中には、平安の中期、そして南北朝時代、江戸時代、強制退位、恣意的退位、こういうふうな考えられるような事例もあって、考察上、考察するということは大切だと考えておりますが、より重要なのは、現行憲法下でどのような対応が適切か、これが基本的な論点になってくると考えて

おります。

もう一つは、女性宮家、そして皇室全体の問題、これについてであります。例えば女性皇族の御年齢等からいたしましても、女性宮家等の問題は先延ばしをすることができないもの、そのように認識をいたしております。しっかりと検討すべきである、そのように思っております。例えば女性宮家ということになりますと、限られた女性皇族の具体的な処遇に関する事柄でありまして、検討のあり方、検討の場については慎重な配慮、対応が必要である、そのように考えております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、公明党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（北側一雄君） 一つは、皇位の継承と天皇の意思との関係についてお話があったかと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、皇位の継承というのは極めて国政での重要事でございます。それを直接天皇の意思に係らしめることは、この四条一項の天皇は国政に関する権能を有しないという規定からして困難ではないかという趣旨でございます。

この直接というところをあえて書かせていただいております。さまざまな事情、そして背景の一つとして、天皇の御意思というのをはかっています。

ということはあるかと思うんです。ただ、それを退位の要件として規定していくというのは、私はやはり憲法上問題点が多いのではないかと思っております。

さらにちよつと付加をさせていただきますと、ここは非常に難しい問題だと思うんですが、天皇の御意思というものを退位の要件にしていくことを一般的に認めてしまうと、天皇陛下に退位の自由はあるのか、こういう問題があります。

さらに翻つて、これは有識者会議の議論でもあったようにございますけれども、そもそも即位の自由があるのかないのか、こういうふうな議論にもつながってくるのではないかと、思うに思っております。これは単に四条だけではなくて、憲法二条に定められた世襲による皇位継承という天皇制の根幹にもかかわる話ではないかと思っております。これはよくよく慎重に議論を進めていく必要があるのではないかと、思うに思っております。

それから、二点目の公的行為と天皇の御意思との関係です。

おっしゃっているとおり、象徴としての行為、公的行為というのは、天皇の御意思に基づいてなされる行為だというふうに私も認識しております。ただし、この四条一項の「国政に関する権能を有しない。」、国政関与禁止という条項の趣旨は、

やはり公的行為にも当然当てはまるわけでして、その意味で、この公的行為についても内閣の責任があるというのが通常の考え方であろうというふうに思っております。

最後に、女性宮家の点でございますが、この女性宮家の問題も含めまして、象徴天皇制度、また皇室制度の安定性をどう確保していくのかというのは非常に大事な問題、課題だというふうに私も認識しております。これは非常に重要な事柄でございますので、ぜひ慎重に議論を進めていく必要がある。

慎重にという意味は、すぐさまやらないという意味じゃありません。しっかりと議論を進めていく必要がある。これに関しては恐らく多様な御意見、考え方があろうというふうに私も理解をしておりますし、しっかりとした議論が必要だというふうに思っております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、ただいま皆さん方からいただいた御意見につきまして、また改めて四者で整理をさせていただきますたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○参議院議員（又市征治君） もう一点よろしいですか。

○参議院議長（伊達忠一君） はい、どうぞ。

○参議院議員（又市征治君） きょうの四点の問題とはちよつと外れるんですが、私は、前回の全体会議の場で、この有識者会議が、国会や世論の動向等も参考にしながらさらに論議を深めていく、そういう必要があるというふうに書かれているけれども、これはどういうことかと。つまり、国権の最高機関たる国会が有識者会議の下請機能的な、こういう印象を持つんだが、そうあつてはならないという意味でお聞きをいたしました。

大島議長は、官房長官出席のもとで明確に、我々是有識者会議の下請ではございません、こういうふうにお答えになったわけですけども、ところが、報道では、安倍総理が二十二日の夜、天皇陛下の退位などを検討する有識者会議のメンバーと懇談をし、中断している有識者会議での議論を来月十五日ごろから再開し、提言の取りまとめに向けて作業を本格化させるように要請をした、これはNHKですが、また、共同通信では、国会の見解が示された後、有識者会議は最終提言をまとめる予定だ、こういうふうに報じられているわけですね。

とすると、これはどうもちぐはぐになっているんじゃないのか、政府側と国会との間に意思の違いが起こっているのではないのかという気がする。なので、もしそうだとすれば、これは議長から嚴重に抗議してもらいたいし、国権の最高機関たる国

会、これだけの人々が集まってやっていることが、法律家も憲法学者も入っていない有識者会議でまとめて、それに基づいて政府がやっていくということでもいいのかというところはここでしっかり議論をすべき問題じゃないのか、こう思いますので、改めて議長の御見解も伺っておきたい。

○衆議院議長（大島理森君） ただいま又市先生からお話しされたことについては何ら変わっておりません。我々は、自主的に国会の総意を探るために努力をしているのでありまして、政府がいつ再開するのかなんとかということは全く聞いておりません。したがって、我々は我々で、この問題をしっかりと皆さんとともに総意を探る努力をしてまいりたいと思います。

一方において、政府は何も議論するなど言うことはまた私どもできないわけでございます。多分、私どもの、皆様方の熱心なお取り組みに対しては政府も本当に敬意を表しながら見守っていただいているのではないかと、このように思っております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

○衆議院議員（野田佳彦君） これで終わりなんですか。

○衆議院副議長（川端達夫君） 今の続きがあるんだったら、どうぞ。

○衆議院議員（野田佳彦君） 運びなんですけれども、ちよつと提案ですが、せっかくこういう形で議長、副議長におまとめをいただいで、各党が間違っていないというならば、そこから各党への質問に入っていく議論をした方が合意形成につながるのではないかと思いますというのをきょう感じました。

これではぼ一巡が終わって、質問のやりとりをしながら、例えば皇位継承の安定性をどうするかについては、我々は女性宮家創設がいいと思っておりますが、旧宮家の復活というアイデアもあります。そういうアイデアはあるねと。

だけれども、問題は、大事なのは、例えば女性宮家の創設だったら、結婚適齢期の皇族方が七名いらつしやることを鑑みると、五年、十年かける話ではないんです。一年、二年とか次の国会までに決めるとかなどを含めて、その具体論に言及されない政党もありましたけれども、いつまでにどこで決めるという目安、慎重にというお言葉もありましたけれども、私は、可及的速やかに検討して結論を得るとか、そこまでの合意をせめて毎回一つずつぐらいはクリアしていくような運びが望ましいと思いますので、そこはぜひ御留意をいただくといいかお願いをしたいというふうに思います。

○衆議院議長（大島理森君） きょうお伺いをい

たしまして、非常に共通している思いを持ってもらえる意見が多かったところが相当あると思えます。

今、野田さんからお話しされたように、それは、安定性のところで、具体的に、どこの場ですごろままでにこの問題に対して結論を出すか、あるいはどうするかという問題は、きょうさまざま御意見が出ました。ここでやったらいいじゃないか、国会の場でおやりくださいという会派もございました。今のところ、例えば自民さんは、どこでやるべきか、そういうところまではまだ多分お話ししているわけではないと思うんですね。

これから最後の段階で、もしそういう問題を、きょうまとめて整理をして、次の段階でそういうことをお話しできればいただいても結構だと思いますが、特に野田先生がお聞きになりたいのは、自民さんと公明さんの、どこの場でいつごろまでという安定性の問題でのお答えなのではないかなと思うんですが、何か所見はありますか、今のところ、どこの場でいつごろまでにとかという

○衆議院議員（高村正彦君） どこの場というのは、私なりの考えはありますけれども、まだ、私は自民党の中のこの問題を取り扱う合議体の長にすぎないので、必ずしも合議体で諮っております。

それから、可及的速やかにかどうかは別にして、

遅滞なくやらなければいけない問題だとは思っています。

○衆議院議長（大島理森君） 公明党さんは何かありますか。もうこれは先ほど申し上げたとおりですか。

○衆議院議員（北側一雄君） 今の副総裁と内容は同様ですね。直ちには言えない。直ちに結論が出るとも思えないですけども、率直に申し上げて。ただ、非常に重要な問題で、しっかりと議論をしていく必要があるというふうに認識しています。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ました。

○衆議院議長（大島理森君） きょう、野田先生から出された問題提起も含めて、各会派の議論を私どもで整理してみたいと思います。この問題をもう少し詰めていきたい、そういうときに、あるいは各会派ごとにお聞きさせていただくかもしれません。

いずれにしろ、あしたもありますので、まだあしたで全部終われるかどうかというのは、なかなかそうはいくまいという気持ちは今持っておりませんが、そういうときに、自民党さんで、今、高村会長の方から、まだ党内でその問題について具体的に決めたわけではありませんというので問題提起されました。多分、自民党さんいろいろなこ

から研究をしていただくものとは思いますが、その辺は少し、まだこれは全部終わりではありませんので、基本的な考え方のところの共通しているところはかなりきょう出ているような気がします、率直に言って。さらに一步突っ込んでどうするかということについては、また何かの機会でお伺いしながら、その総意を探っていききたいな、こう思っております。

○衆議院議員（穀田恵二君） ここに議論の進め方というのがあるわけですから、あしたのところでもう一度、こういう議論の詰め方をこうしようと。各党はそれに基づいて、今、高村副総裁からありましたように、例えば、自民党は自民党で自分のところに持って帰らぬと、それはすぐ結論を出すわけにいかぬとかいろいろあるでしょうから、それはやはり、あしたこれを議論すればいい話であって、詰めた話にするのか、それとも一つ一つ議題でやっていくのか、それから議長、副議長がおまとめになったものをまたお聞きするのか、そういう議論をあしたしたらいいじゃないですか。

○衆議院議員（野田佳彦君） だから、あしたにかかりますからさっき申し上げたんですけれども、各党が補充的に、最初ずっと一巡してお話するよりは、そのことを所与のものとして各党に質問をしながら練り上げていく。今、高村先生と北側先生がお答えいただいたようなことが進んで

いって、いつどこまでにはかっちり決まらなければいけません、問題意識が定性的に共有できるまでというところは一回一回の会議の目標に置かないといけないのではないのでしょうかという意味なんです。

とすると、あした、先ほど、四条の国政に関する権能の見解とかいろいろ出てきたじゃないですか。こういう議論を最初からやっていった方が、きょうはちょうど一時間で終わるんですが、大体めどの時間を教えていただきながら、我々も準備しやすいし、議論しやすいことでもあります。

○衆議院議長（大島理森君） 明日、まさに⑤と⑥をさせていただきます。きょうもそのことにお触れになったこともございます。そのあしたの中で御議論をいただきながら、最後に、今後の進め方等々もございまして、今、野田先生のおっしゃったことも想定しながら、ちよつとあしたの運営も考えていきたいとは思いますが、ひとつそういう意味での御理解もいただきたい、このように思います。

○参議院議員（片山虎之助君） とにかく、急ぐということになると、法案を出さなきゃいけませんよね、この国会。

○衆議院議長（大島理森君） はい。

○参議院議員（片山虎之助君） それはぎりぎりいつまでなのかということがあるので、このメン

バーで完全に一致するということはないと思いますよ。だから、おおよそどの辺まででどうするかということを考えないと。これはそういうことを決める機関じゃないんだから。任意の調整のあれでしょう。だから、その辺を考えながら進めないで。各党で議論をやって物が決まるわけがないよ、党も十幾つもあつて。だから、どの辺まで決めるかということなんですよ。

法案を出すか出さないか、出さざるを得ないと思いますよ。出さざるを得ないのなら、やはり限度があるので、三月中とか四月の初めとか。

○衆議院議長（大島理森君） 片山先生、私ども四者は、三月の中旬をめどにということをずっと申し上げてまいりました。ここは依然として保つていきたいと思っています。

そして、そういう中でも、できるだけ意見の開陳と同時に意見交換もいたしながら、我々四者では総意を見つけていきたい。こういう姿勢でまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたい、このように思います。

最後に、お願いでございますが、多分、各党の皆様方の御発言を各新聞社が待ち構えておられてどのように発言しましたかというお答えをされると思います。

これは議事録でもつていざれオープンになるとはいえ、きょうは、各党がそれぞれにおっしゃ

たことを確にお話をいただき、評価というんでしょうか、俺はこう言ったけれども相手はこう言うって、ここはお互いに納得したと思うとか、そういうところまで言われるとなかなかこれはあれでございませうから、そこは、それぞれ自分たちのお話しされたことを的確にお話ししていただいた上で、私ども、最後に取りまとめてお話をさせていただきますが、評価はきょうはいたしません。

各党の御意見を聞きながら、これもまた整理して、できるだけ総意を探していきたいということと同時に、皆さんの思いはそんなに大きく違わないのではないかなという感じがしたぐらひは、①から④まではですね、そんな感じでは申し上げておきたいと思いますが、そういうことでお願いを申し上げます。

○衆議院議員（茂木敏充君） 議長が今おっしゃられたのは、例えば自民党だったら自民党は、我が党としてはこういうお話をしました、また、どこから質問があつたので、それに対して自民党としてはどうお答えしましたということを我が党としてはするということでしょうか。

○衆議院議長（大島理森君） そういうことで、できるだけ客観的にお話しただければ。

○衆議院議員（高村正彦君） 全体的なことは議長の方からやっていたかと。はい、わかりました。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

よろしゅうございますか。  
きょうはこの辺で終わらせていただきたい、こう思っております。

なお、引き続き、明日再開をさせていただきますと思うんですが、明日の全体会議は十時から、今度は参議院の公邸で行いたい、こう思いますので、よろしくあちらの方に足を運んでいただきます、こう思います。よろしゅうございますか。

それでは、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○衆議院議長（大島理森君） 恐縮でございます。どうぞよろしくお願いします。

午後三時八分散会